

環 林 第 1 1 4 号
令和 7 年 9 月 29 日

環 境 林 務 課 長

森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行の改定について（通知）

森林土木工事の現場において、男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を試行しているところですが、下記のとおり改定したので通知します。

記

1 対象工事

鹿児島県環境林務部所管の森林土木工事のうち、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する工事とする。

2 森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い
別紙のとおり

3 適 用

令和 7 年 10 月 1 日以降執行伺い決裁分の工事から適用する。

森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い

【令和7年10月版】

1 快適トイレの仕様等

快適トイレとして設置するトイレは、以下の「快適トイレに求める標準仕様」及び「快適トイレに備える付属品」の全てを満たすものとする。

なお、対象工事の現場において男女が働く場合は、男女別に設置するものとする。

【快適トイレに求める標準仕様】 <必須>

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

※ 二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの

- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重を5kg以上）

【快適トイレに備える付属品】 <必須>

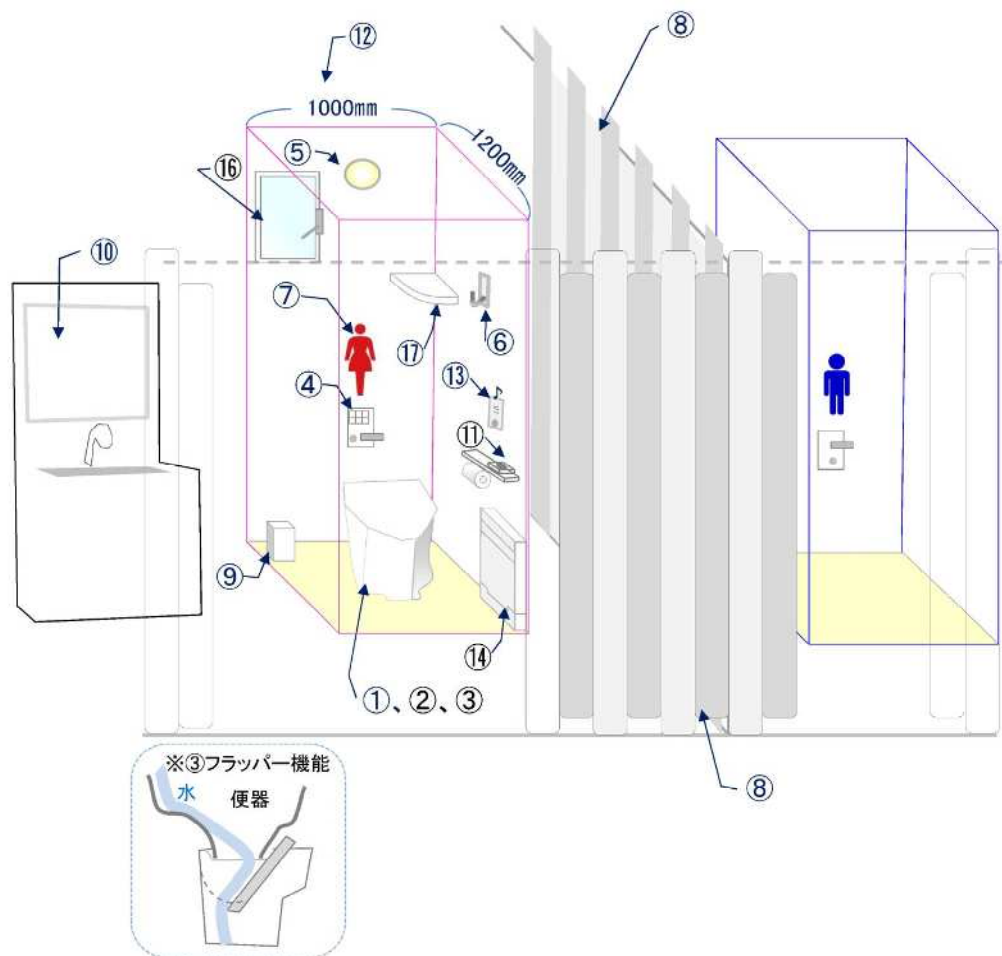
- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

※ 可能な限り，木材を利用したもの

- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様，付属品】 <より快適となるもので実施は任意>

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード（着替え台）
- ⑮ 臭気対策機能の多重化（フラPPER機能，必要に応じて消臭剤等の活用）
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
- ⑱ 付属品等の木質化



2 配慮事項

女性の活躍をサポートする取組として、以下の事項に配慮するものとする。

(1) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ対象工事の現場で働く女性の意見を聞くこと。

(2) 設置位置

女性トイレは、男性トイレや喫煙所等と隣接して設置することを避け、一定の距離を確保すること。

また、女性トイレと男性トイレの入口を分ける等、動線についても配慮すること。

(3) 設備

女性トイレは、ドアが便座と直角向きとなっている等の工夫がされた設備を採用すること。

また、窓がある場合は、中にいる人のシルエットが窓に映り込まないように照明をスポットライト式にして、照射する方向を調整する等の工夫をすること。

(4) 室温

トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等を備え付けるなど配慮すること。

3 試行の流れ

- (1) 発注者は、快適トイレの設置対象工事であることを特記仕様書に記載すること。
- (2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、施工計画書作成前に工事打合せ簿により、発注者に協議すること。

協議の結果により、快適トイレを設置する場合、施工計画書に快適トイレの設置に関する内容を記載すること。

- (3) 受注者は、設置しようとする快適トイレの仕様について、様式1「快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）」を作成し、カタログや見積書等の仕様がわかる資料を添えて、工事打合せ簿により「設置に関する協議」を発注者に提出すること。
- (4) 発注者は、「設置に関する協議」を受けて、様式1「快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）」の内容が快適トイレに求める標準仕様等を満たしているか確認すること。
- (5) 受注者は、「設置に関する協議」により、発注者の確認を受けた標準仕様等を満たす快適トイレを設置すること。

なお、快適トイレ設置後、速やかに様式2「快適トイレ設置報告書」を作成し、設置完了写真を添えて、工事打合せ簿により、発注者に提出すること。

- (6) 発注者は、様式2「快適トイレ設置報告書」の提出を受けて、様式1-2「快適トイレチェックシート（設置確認用）」により、現場（遠隔臨場を含む。）で確認を行うこと。

なお、現場での確認は、段階確認等の立会いにあわせて行うこと。

- (7) 受注者は、快適トイレに要する費用が確定した場合、速やかに見積書を工事打合せ簿により、発注者に提出すること。

なお、提出する見積書は、設置・撤去費や管理費、運搬費等を別項目とした月当たりの快適トイレに係る賃料の内訳がわかるものとする。

また、設計変更時に発注者から快適トイレに要する費用の確定を求められた場合は、速やかにその指示に従うこと。

- (8) 発注者は、提出された見積書をもとに、快適トイレの設置に要した費用を変更設計に計上する。
- (9) 受注者は、快適トイレの設置に係る工事打合せ簿や設置状況の写真等を完成図書に含めて提出すること。

4 費用の計上

- (1) 費用の計上は、「快適トイレに求める標準仕様」を対象とし、受注者から提出された見積書をもとに、通常トイレとの差額を共通仮設費の営繕費に計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上することができる。(102,000円／2基・月が上限)

- (3) 計上する費用は、「積算上の差額」と「51,000円／基・月」を比較して安い方とする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、入口が男女別になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上可能とする。
- ※ 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額10,000円／基・月（ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合：従来品相当額20,000円／基・月）を減じた額。
- (5) 受注者は、積算上限額を超える費用と「快適トイレに備える付属品」の費用について、現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。

【具体的な費用計上例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用
70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）
積算で計上する費用：51,000円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用
40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）
積算で計上する費用：30,000円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用（男女別一体型ハウス）
100,000円／基・月の場合（積算上の差額80,000円）
積算で計上する費用：80,000円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用（男女別一体型ハウス）
200,000円／基・月の場合（積算上の差額180,000円）
積算で計上する費用：102,000円／基・月